

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8 年 9 月 1 日

契約事務受任者

名古屋市子ども青少年局長 芦刈 康宏

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

名古屋市ひとり親家庭等への大学受験料等補助事業に関するコールセンター・申請処理等業務委託

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は単年度の総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、資料及び入札書の提出を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行うものであり、名古屋市電子入札実施要領及び名古屋市競争入札参加者手引に定めるところによる。

なお、紙による資料及び入札書の提出は、名古屋市電子入札実施要領に基づき、やむを得ないと認められる事由により子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課の承諾を得た場合に限り行うことができるものとする。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下、「指名停止」という。）を受けているものを除く。）又はその者を、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請品目「事務関連」又は「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者（同法に基づく更生手続き開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続き開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がないものであること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取締役要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 地方公共団体からの委託でコールセンター・申請処理等業務を行った実績があることを証明できる者であること。
- (10) プライバシーマークを取得している者であること。
- (11) 名古屋市内に、本店または支店を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画課
(名古屋市役所本庁舎 1 階)
電話 052-972-3199 ファックス 052-972-4204

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。
アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 入札書の提出

電子入札システムにより提出すること。
提出期間 令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 10 時 00 分から
令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 4 時 00 分まで

(4) 開札の場所及び日時

- ア 開札場所 名古屋市子ども青少年局企画経理課
(名古屋市役所本庁舎 2 階)
- イ 開札日時 令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 4 時 15 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類（以下「確認申請書等」という。）に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行ったうえで、後日落札決定する。

(7) 確認申請書等の提出期限、場所及び方法

落札候補者となった者は、確認申請書等を落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）に電子入札システムにより 3(1)に示す場所に提出すること。

(8) 低入札価格調査制度の適用

本広告に係る入札は名古屋市契約事務手続要綱（17 財監第 66 号）第 30 条第 3 項の規定に基づき低入札価格調査を行うものとし、入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合がある。

(9) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(10) 契約書の作成

ア 契約書は、2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ウ 名古屋市子ども青少年局長及び契約の相手方がともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

名古屋市子ども未来企画部子ども未来企画課